

欧州特許庁審判部、審判手続規則改正案に係る意見募集を開始

2018年2月6日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）審判部は、2月5日、審判手続規則改正案に係る意見募集（ユーザー・コンサルテーション）を開始した。

EPO 審判部のウェブサイトによれば、審判手続規則改正は、審判手続の効率性及び予見性を向上させるためのものとしており、この改正案には、早期審理の実施に対して EPO 審判部が裁量を有することの明確化、審判手続の主目的は EPO の決定に対するレビュー（judicial review）であることの明確化、審判請求後における補正についてはその理由が示されなければならないことの明確化、審判部は、口頭審理が行われる場合に、あらかじめコミュニケーションを当事者に通知しなければならないこと等が規定されている。

また、EPO 審判部のウェブサイトによれば、本意見募集の締切りを4月30日（正午）としており、この意見募集を踏まえた更なる審判手続規則改正草案（ドラフト）を、2018年秋に実施予定のユーザー・カンファレンスより前には公表する予定としている。

－ EPO 審判部のウェブサイトは、以下参照 －

[The online user consultation on the revision of the Rules of Procedure of the Boards of Appeal has now begun](#)

[Proposed revised Rules of Procedure of the Boards of Appeal \(PDF\)](#)

(以上)